

運行管理者試験問題（旅客）

（試験時間は 90 分）

平成 29 年度 第 1 回（H29 8/27 実施分）

問 1 から問 30 までについて、それぞれの設問の指示に従って解答してください。
（答えを一つだけ選ぶもの、複数選ぶもの、枠の中から選ぶもの等があります。）

I. 道路運送法関係

問 1 一般旅客自動車運送事業者が定める事業計画の変更に関する次の記述のうち、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとして正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る変更
2. 一般貸切旅客自動車運送事業の自動車車庫の位置及び収容能力の変更
3. 一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに停留所間又は乗降地点間のキロ程の変更
4. 一般乗用旅客自動車運送事業の主たる事務所の名称及び位置の変更

問 2 次の記述のうち、旅客自動車運送事業者が道路運送法の規定により公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
3. 選任されている運行管理者の数
4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

問 3 次の記述のうち、旅客自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存すること。
 - 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 点呼の日時
 - 四 点呼の方法
 - 五 その他必要な事項
2. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して、当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。
3. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、これを営業所に備え又は事業用自動車の運転者に携行させなければならない。
4. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に關す

る講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。

問4 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以下同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために **A** を与えなければならない。
 - 一 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認
 - 二 **B** の有無
 - 三 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び **C** について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による **D** についても報告を求めなければならない。

A	1. 必要な指示	2. 必要な助言
B	1. 交通違反	2. 酒気帯び
C	1. 運行の状況	2. 旅客の状況
D	1. 通告	2. 疾病・疲労等の確認

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般旅客自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者がハンドル操作を誤り、当該自動車が車道と歩道の区別がない道路を逸脱し、当該道路との落差が0.3メートルの畑に転落した。
2. 旅客を降車させる際、事業用自動車の運転者が乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作をしたため、旅客1名に11日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
3. 事業用自動車が右折の際、原動機付自転車と接触し、当該原動機付自転車が転倒した。この事故で、原動機付自転車の運転者に通院による30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
4. 高速自動車国道法に定める高速自動車国道を走行していた事業用自動車が前方に事故で停車していた乗用車の発見が遅れ、当該乗用車に追突した。さらに当該事業用自動車の後続車5台が次々と衝突する多重事故となった。この事故で、当該高速自動車国道が4時間にわたり自動車の通行が禁止となった。

問6 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。この場合事業者は、日日雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者及び試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）を当該運転者として選任してはならない。

2. 事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
3. 事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務日数及び乗務距離を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
4. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、当該乗務において運転を交替した場合及び休憩又は仮眠した場合は、その地点及び日時を運転者ごとに「乗務記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

問7 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者に対し、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分(大型車、中型車及び小型車の別をいう。)の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導すること。
2. 事業者は、初任運転者等に対し、特別な指導を実施した場合は、法令に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を乗務員台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を乗務員台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を乗務員台帳に添付すること。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、運転者として新たに雇い入れた者が当該事業者の営業区域内において雇入れの日前2年以内に通算60日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、新たに雇い入れた者に対する特別な指導を行わなくてもよい。
4. 事業者は、軽傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた交通事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こした運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させること。

問8 旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令に規定する輸送の安全の確保等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、乗務員に国土交通大臣が告示で定める基準による1日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該乗務員が有効に利用することができるように、事業用自動車内に睡眠が可能な設備を設け、これを適切に管理し、保守しなければならない。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を記載した安全管理規程を定め、法令の規定に定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する事業者は、それらの業務を統括する運行管理者(統括運行管理者)を選任することができる。
4. 事業者は、死者又は重傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた事故を引き起こした場合には、これに係る営業所に属する運行管理者(統括運行管理者が選任されている場合にあっては、統括運行管理者及び当該事故について相当の責任を有する者として運輸支局長等が指定した運行管理者)に、事故があった日(運輸支局長等の指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日)から、1年(やむを得ない理由がある場合にあっては、1年6ヵ月)以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

II. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日)から15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。
2. 臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
4. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
2. 国土交通大臣は、継続検査の結果、自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車の自動車検査証を使用者に返付しないものとする。
3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
4. 何人も、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

問11 自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウ、エの文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ア 自動車の は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。
- イ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
- ウ 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、 ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
- エ 自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、自動車の使用者より与えられた権限に基づき、 が行わなければならない。

- | | | |
|---|-----------|----------|
| A | 1. 所有者 | 2. 使用者 |
| B | 1. 必要に応じて | 2. 1日1回 |
| C | 1. 3ヵ月 | 2. 6ヵ月 |
| D | 1. 運行管理者 | 2. 整備管理者 |

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 非常口を設けた乗車定員 30 人以上の自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。
2. 旅客自動車運送事業用自動車には、緊急時に点灯する灯光の色が赤色である非常灯を備えることができる。
3. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12 メートル、幅 2.6 メートル、高さ 3.8 メートルを超えてはならない。
4. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間 200 メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。

Ⅲ. 道路交通法関係

問 13 車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。
2. 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により法令に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。
3. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。
4. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。）は、後方から路線バス等が接近してきた場合であっても、その路線バス等の正常な運行に支障を及ぼさない限り、当該車両通行帯を通行することができる。

問 14 追越し等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
2. 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分においても、前方を進行している原動機付自転車は追い越すことができる。
3. 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。
4. 車両は、道路のまがりかど付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂の道路の部分において

は、前方が見とおせる場合を除き、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、Aし、道路におけるBする等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故におけるC及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びにDを報告しなければならない。

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| A | 1. 事故状況を確認 | 2. 負傷者を救護 |
| B | 1. 危険を防止 | 2. 安全な駐車位置を確保 |
| C | 1. 死傷者の数 | 2. 事故車両の数 |
| D | 1. 当該交通事故について講じた措置 | 2. 同乗者の数 |

問 16 停車及び駐車等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない。
4. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分においては、駐車してはならない。

問 17 車両等の運転者の遵守事項等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。
2. 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両（緊急自動車を除く。）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側。）に寄って徐行しなければならない。
3. 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講じなければならない。
4. 監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、その側方を離れて走行するよう努めなければならない。

IV. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしないように努めなければならない。
2. 「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。
3. 「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
4. 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

問 19 労働基準法に定める賃金及び休日等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 賃金は、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金を除き、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われなければならない。
2. 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間にかかわらず一定額の賃金の保障をしなければならない。
3. 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも1回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない。
4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者であって、の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。以下同じ。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等のを図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者のさせてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。
3. 使用者は、その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| A | 1. 二輪以上の自動車 | 2. 四輪以上の自動車 |
| B | 1. 労働条件の向上 | 2. 労働契約の遵守 |
| C | 1. 生活環境を悪化 | 2. 労働条件を低下 |
| D | 1. 季節的繁忙 | 2. 運転者不足 |

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、隔日勤務には就いていない場合とする。また、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、一般乗用自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「バス運転者」という。)に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は4週間について3回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第5条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。
2. 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は2週間及び1ヵ月以上3ヵ月以内の一定期間とするものとする。
3. 使用者は、バス運転者が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は、4時間まで短縮することができる。
4. 使用者は、業務の必要上、バス運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上でなければならないものとする。

問 22 下図は、一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものである。次の1~4の休憩時間の組合せの中で、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合し、かつ、当該運行の乗務開始から乗務終了までの拘束時間が最少となるものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、当該運行は1人乗務とし、翌日は休日とする。

乗務開始										乗務終了		
運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転
1時間	15分	1時間	A	2時間	B	2時間	1時間	1時間 20分	C	1時間 20分	D	1時間 30分

1. A : 10分 B : 10分 C : 15分 D : 10分
2. A : 15分 B : 15分 C : 20分 D : 10分
3. A : 15分 B : 10分 C : 15分 D : 15分
4. A : 10分 B : 15分 C : 15分 D : 10分

問 23 下表は、一般乗用旅客自動車運送事業の隔日勤務に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間等に照らし、次の1～4の中から違反している事項を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、車庫待ち等はないものとし、また「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」及び「時間外労働及び休日労働に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。

日付	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
勤務等状況	労働日		労働日		労働日		休日	労働日		労働日		労働日		休日労働日	
拘束時間(時間)	19		21		22		—	20		22		19		20	
始業・終業時刻	8時～3時		8時～5時		8時～6時		9時～5時		8時～6時		9時～4時		9時～5時		

(起算日)

日付	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1ヵ月(1日～30日)間の拘束時間計
勤務等状況	労働日		労働日		労働日		休日	労働日		労働日		労働日		休日	休日	
拘束時間(時間)	20		19		21		—	22		20		19		—	—	
始業・終業時刻	8時～4時		9時～4時		6時～3時		9時～7時		9時～5時		9時～4時				264時間	

(注)1. 協定における時間外労働及び休日労働の起算日は、1日とする。

2. 1日の前日は休日とする。

3. 拘束時間と次の拘束時間の間は、休息期間とする。

4. 時刻の表記は24時間制とする。

1. 2暦日についての拘束時間
2. 休息期間
3. 労働基準法第35条の休日に労働させる回数
4. 1ヵ月の拘束時間

V. 実務上の知識

問 24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. A営業所では運行管理者が、運転者に対する乗務前点呼はアルコール検知器を使用し対面により行っており、帰庫後の運転者への乗務後点呼は、運行管理者が営業所に不在の場合には電話で実施している。
2. 事業用自動車の運転者が運行中に道路のガードレールに接触するという物損事故を起こしたため、警察官の事故処理に立ち会った後に所属する営業所に帰庫した。乗務後の点呼において、運転者から当該事故の報告を受けたが、物損事故であることから、点呼記録表に記録しなかった。
3. 複数日にわたる事業用自動車の運行で、2日目は乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務のため、乗務後の点呼については、目的地への到着予定時刻が運行管理者等の勤務時間外となることから、乗務途中の休憩時間を利用して運行管理者等が営業所に勤務する時間帯に携帯電話により行い所定の事項を点呼記録表に記録した。
4. A営業所においては、運行管理者は昼間のみの勤務体制となっている。しかし、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の6割を超えていないことから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。

問 25 旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 時速 36 キロメートルで走行中の自動車の運転者が、前車との追突の危険を認知しブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに要する空走時間を 1 秒間とし、ブレーキが効きはじめてから停止するまでに走る制動距離を 8 メートルとすると、当該自動車の停止距離は 13 メートルとなることを指導している。
2. 危険ドラッグ等の薬物を使用して運転した場合には、重大な事故を引き起こす危険性が高まり、その結果取り返しのつかない被害を生じることがあることから、運行管理者は、常日頃からこれらの薬物を使用しないよう、運転者等に対し強く指導している。
3. 大雨、大雪、土砂災害などの異常気象時の措置については、異常気象時等処理要領を作成し、運転者全員に周知させておくとともに、運転者とも速やかに連絡が取れるよう緊急時における連絡体制を整えているので、事業用自動車の運行の中断、待避所の確保、徐行運転等の運転に関わることにについてはすべて運転者の判断に任せ、中断、退避したときに報告するよう指導している。
4. 実際の事故事例やヒヤリハット事例のドライブレコーダー映像を活用して、事故前にどのような危険が潜んでいるか、それを回避するにはどのような運転をすべきかなどを運転者に考えさせる等、実事例に基づいた危険予知訓練を実施している。

問 26 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める乗務員台帳の記載事項の内容を概ね網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理をしている。
2. 運行管理者は、貸切バスに装着された運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を 1 年間保存している。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた場合には、自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書等により、交通事故歴等を確認している。また、乗務前点呼において運転者に運転免許証の提示を求め、確認している。
4. 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。このため、当該運行管理者は、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図った。

問 27 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して 5 年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果についても同様に保存している。
2. 運転者が運転中に安全運転の継続が困難となるような体調不良や異常を感じた場合、速やかに安全な場所に事業用自動車を停止させ、運行管理者に連絡し、指示を受けるよう指導している。また、その後の運行再開の可否については、体調の状況を運転者が自ら判断し決定するよう指導している。
3. 事業者は、深夜(夜 11 時出庫)を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を 1 年に 1 回、必ず、定期的に受診させるようにしている。
4. 近年、脳卒中や心臓病などに起因した運転中の突然死による事故が増加傾向にあるが、これらの

病気の要因が生活習慣に関係していることから生活習慣病と呼ばれている。この病気は、暴飲暴食や運動不足などの習慣が積み重なって発病するので、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るよう運転者に対し呼びかけている。

問 28 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車のハンドルを左に切り旋回した場合、左側の後輪が左側の前輪の軌跡に対し内側を通ることとなり、この前後輪の軌跡の差を内輪差という。ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなることから、運転者に対し、交差点での左折時には、内輪差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導する必要がある。
2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、大型車の場合には運転者席が高いため、車間距離をつめてもあまり危険を感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。
3. バス車両は、車両の直前に死角があり、子ども、高齢者、降車した乗客などが通行しているのを見落とすことがある。このため、発車時にはアンダーミラーによる車両直前の確認等の基本動作を確実に行うため、運転者に対し、指差し呼称及び安全呼称を励行することを指導する必要がある。
4. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。

問 29 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

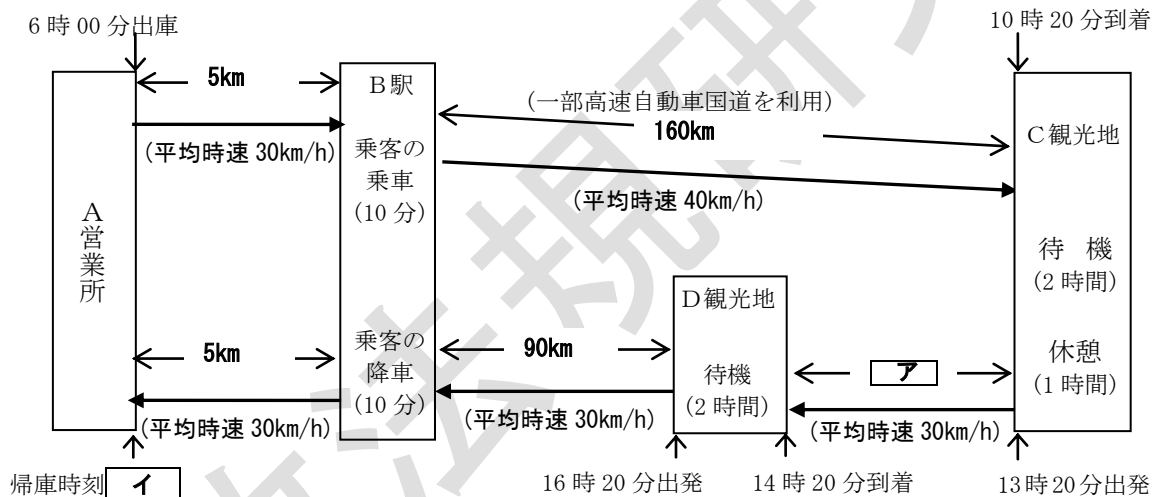
1. 適性診断は、運転者の運転行動、運転態度及び性格等を客観的に把握し、安全運転にとって、好ましい方向へ変化するよう動機づけすることにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. 平成 27 年中に発生した事業用乗合バス自動車が第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況を見ると、「追突」が最も多く、全体の約半分を占めており、続いて「車内事故」の順となっている。このため、運転者に対し、特に、適正な車間距離の確保や前方への注意を怠らないことを指導する必要がある。
3. 平成 27 年中の交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は、全体の約 5 割である。このため、運転者に対し、高齢の歩行者などは身体的機能の低下により危険の発見、回避が遅れることなどを考慮して運転するよう指導する必要がある。
4. 衝突被害軽減ブレーキは、レーダー等で検知して前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に運転者にブレーキ操作を行うよう促し、さらに衝突する可能性が高くなると自動的にブレーキが作動し、衝突による被害を軽減させるためのものである。当該ブレーキが備えられている自動車に乘務する運転者に対しては、当該ブレーキの機能等を理解させる必要がある。

問 30 旅行業者から貸切バス事業者に対し、早朝B駅にてツアー客を乗車させ、C観光地及びD観光地を経て、夕刻B駅に帰着させるよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者は、次に示す「当日の運行計画を策定するための前提条件」に基づき運行計画を立てた。

この事業用自動車の運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画を策定するための前提条件」に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【当日の運行計画を策定するための前提条件】

- A営業所を6時に出庫し、5キロメートル離れたB駅まで平均時速30キロメートルで走行する。
- B駅に6時10分に到着し、ツアー客がバスへの乗車を要する時間を10分間とする。
- B駅から160キロメートル離れたC観光地までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速40キロメートルで走行して、C観光地に10時20分に到着する。
- C観光地にて2時間待機し、その後1時間の休憩をとる。休憩後、D観光地に向かうため、C観光地を13時20分に出発し、一般道路を平均時速30キロメートルで走行する。
- D観光地に14時20分に到着し、2時間待機する。
- D観光地を16時20分に出発し、90キロメートル離れたB駅までの間、一般道路を平均時速30キロメートルで走行し、B駅に到着する。
- B駅にてツアー客を10分間で降車させた後、帰庫のため5キロメートル離れたA営業所まで平均時速30キロメートルで走行する。



ア C観光地とD観光地の間の距離について、次の1～3の中から正しいものを1つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 15キロメートル 2. 30キロメートル 3. 60キロメートル

イ 当該運転者がA営業所に帰庫する時刻について、次の1～3の中から正しいものを1つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 19時30分 2. 19時40分 3. 20時00分

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 違反している 2. 違反していない

平成 29 年度第 1 回 運行管理者試験問題（旅客） 解答と解説

問題 番号	解答と解説
問 1	<p>正解 2</p> <p>1 × 路線定期運行の休止・廃止に係る変更は 事前届（6 ヶ月前までに）</p> <p>2 ○ 貸切・乗用・乗合とも 車庫の位置及び収容能力の変更は認可事項</p> <p>3 × 乗合の停留所・乗降地点の名称・位置・停留所間のキロ程の変更は事前届</p> <p>4 × 貸切・乗用・乗合とも 主たる事務所の名称・位置の変更は事後届（遅滞なく届出る）</p>
問 2	<p>正解 3</p> <p>運輸安全マネジメントによる公表事項は、①輸送の安全に関する基本方針 ②輸送の安全に関する目標及びその達成状況 ③事故に関する統計及び行政処分後の改善状況等をインターネットで公表する であり、選任されている運行管理者の数については不要。</p>
問 3	<p>正解 1、2</p> <p>1 ○ 点呼項目を確認。運輸規則第 24 条第 1 項～第 4 項</p> <p>2 ○ 運輸規則第 24 条第 3 項 貸切バスは、夜間（2 時～4 時）実車 100km 以上の運行は中間点呼を行わなければならない。</p> <p>3 × 正：これを事業用自動車の運転者に携行させなければならない。（運転基準図を営業所に備える）</p> <p>4 × 補助者を選任するのは事業者の責務。運行管理者は補助者の指導及び監督を行う。</p>
問 4	<p>正解 A-1 B-2 C-1 D-1</p> <p>運輸規則第 24 条第 1 項、第 2 項</p>
問 5	<p>正解 2、4</p> <p>1 不要 0.5 メートル以上の転落は報告義務。</p> <p>2 要 操縦装置又は乗降口、扉の誤作動による 11 日以上の通院傷害であるため事故報告を要する。</p> <p>3 不要 通院だけでは報告事項とならない。1 日以上入院かつ 30 日以上通院傷害は報告事項となる。</p> <p>4 要 高速道路 3 時間以上の通行止めなので事故報告を行う。</p>
問 6	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 運輸規則第 35 条、36 条 過労防止として十分な数、条件の備えた運転者を選任すること。</p> <p>2 ○ 運輸規則第 21 条第 7 項</p> <p>3 × 運転者の勤務時間及び乗務時間を定める。運輸規則第 21 条（過労防止等）</p> <p>4 ○ 運輸規則第 25 条（乗務記録）記載事項 交替・休憩・睡眠の地点と時間も記入する。</p>
問 7	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 貸切バスは緊急時における制動装置操作の操作方法を実際の車種を用いて指導</p> <p>2 ○ 乗務員台帳には必ず指導実施年月日を記載しなければならない。指導の具体的内容に関しては、台帳に記載又は記録書面の添付でも可。</p> <p>3 × 運輸規則第 36 条第 2 項 誤：通算 60 日 ⇒ 正：通算 90 日 以上（雇入れの前日 2 年以内）同一営業区域内乗用運転者であれば初任運転者指導不要</p> <p>4 ○ 事故惹起者とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者 ・軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者
問 8	<p>正解 2、4</p> <p>1 × 運輸規則第 21 条第 3 項 × 事業用自動車内に→ ○ 勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、管理し、保守しなければならない。</p> <p>2 ○ 運送法第 22 条の 2 貸切は全事業者 安全管理規程の届出義務がある。</p> <p>3 × 規則第 47 条の 9（運行管理者等の選任）</p>

	<p>誤：選任することができる。 → 正：選任しなければならない。</p> <p>4 ○ 国土交通省告示第454号 第5条 事故等があった日(指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日)から1年(やむを得ない場合は1年6ヵ月)以内に特別講習を受講させる。</p>
問9	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 車両法第15条第1項 所有者が15日以内に行う</p> <p>2 × 臨時運行許可証は有効期限5日 期間満了後5日以内に変更する。車両法第34、35条</p> <p>3 × 本拠地の変更は15日以内に所有者が行う。 車両法第12条(変更登録)</p> <p>4 ○ 車両法第11条第5項(自動車登録番号標の封印等)</p>
問10	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 15日以内、 車両法第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)</p> <p>2 ○ 車両法第62条第2項 継続検査(自動車検査証の有効期間満了後も継続して自動車を使用するときに受ける検査)の際には自動車検査証を提出する。保安基準に適合する場合は有効期間を記した検査証が返付されるが適合しない場合は返付されない。</p> <p>3 × 車両法第66条第1項 営業所ではなく自動車に備える</p> <p>4 ○ 車両法第99条の2(不正改造等の禁止)</p>
問11	<p>正解 A-2 B-2 C-1 D-2</p> <p>ア：車両法第47条 イ：車両法第47条の2第1項 ウ：車両法第48条第1項第1号 エ：日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、整備管理者が行う。</p>
問12	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 保安基準第26条第1項第2項 非常口の灯火は緑色</p> <p>2 ○ 細目告示第217条 非常点滅表示灯は方向指示器に準ずるもの(橙色)であるが、緊急事態が発生していることを表示する非常灯の場合は、赤色のものを備えても良い。</p> <p>3 × 保安基準第2条 幅に関しては、2.5メートルを超えてはならない。</p> <p>4 ○ 夜間200mの距離より確認できるもの</p>
問13	<p>正解 4</p> <p>1 ○ 道交法第18条(左側寄り通行等)</p> <p>2 ○ 道交法第20条第2項 指定された通行の区分に従うこと。</p> <p>3 ○ 道交法第17条第5項第4号 正しい。</p> <p>4 × 道交法第20条の2 後方から路線バスが接近した場合、通行禁止であり速やかに外に出ること。</p>
問14	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 道交法第32条(割り込み等の禁止)</p> <p>2 × 道交法第30条追い越し禁止 他の車両(軽車両を除く)を追い越してはならない。</p> <p>3 ○ 道交法第26条 必要な車間距離を守ること。</p> <p>4 × 道交法第30条 前方が見とおせる場合であるかないかに関わらず、この場合は追い越し禁止。</p>
問15	<p>正解 A-2 B-1 C-1 D-1</p> <p>道交法第72条第1項 交通事故の場合の措置</p>
問16	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法第44条第2号 交差点の側端・道路のまがりかどからは5m 駐停車禁止</p> <p>2 × 道交法第45条第1項第1号 車庫等の出入り口から <u>3m</u></p> <p>3 ○ 道交法第50条第2項 停止するおそれがあるときは入ってはならない。</p> <p>4 ○ 道交法第45条第1項第3号 消防用機械器具等からは5m</p>
問17	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 道交法第71条5の3項</p> <p>2 × 道交法第40条 緊急車両を優先し、「徐行」ではなく「一時停止」し、進路を妨げないこと</p> <p>3 ○ 道交法第71条1項4の3号</p> <p>4 × 道交法71条2号 幼児等交通弱者保護 一時停止し、又は徐行し歩行を妨げない。</p>
問18	<p>正解 3、4</p>

	<p>1 × 労基法第 3 条 (均等待遇) 誤: しないように努めなければならない。⇒正: してはならない。</p> <p>2 × 労基法第 12 条 1 項 所定労働日数ではなく総日数で除する。</p> <p>3 ○ 労基法第 9 条 労働者の定義として正しい。</p> <p>4 ○ 労基法第 10 条 使用者の定義として正しい。</p>
問 19	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 労基法第 24 条 賃金の支払は毎月 1 回以上必要</p> <p>2 × 労基法第 27 条 誤: 労働時間に関わらず ⇒ 正: 労働時間に応じ 一定額の賃金の保障をする</p> <p>3 ○ 労基法第 35 条 (休日) 毎週 1 日以上以上の休日、但し、労使協定などにより 4 週で 4 日にできる</p> <p>4 ○ 労基法第 36 条 労働者の過半数を代表する者との書面による協定</p>
問 20	<p>正解 A-2 B-1 C-2 D-1</p> <p>自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 1 条</p>
問 21	<p>正解 2、3</p> <p>1 × 2 週につき 1 回は必ず休日をとること 4 週につき 4 日の休日とすること</p> <p>2 ○ 改善基準 5 条 4 項 当該一定期間は 2 週間及び 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内。</p> <p>3 ○ 「バス運転者等の労働時間等の改善基準」第 5 条第 3 項第 2 号</p> <p>4 × 分割休息特例。1 日 1 回あたり連続 4 時間合計 10 時間以上 (全勤務の 2 分の 1 以内)</p>
問 22	<p>正解 3</p> <p>4 時間を超える連続運転禁止。1 回 10 分以上合計 30 分の運転の中断が必要。休憩だけでなく、乗車、降車、荷下ろし、荷積みも運転の中断と考える。</p> <p>A に関して: 休憩 A まで 2 時間の運転に対し 15 分休憩しており休憩 A の直後が 2 時間の運転であることから 15 分以上の休憩が必要となるため、A は 15 分である。</p> <p>B に関して: 休憩 B の直後の 2 時間の運転後に休憩が 1 時間確保されていることから、休憩が 15 分でも 10 分でも連続運転にはならない。拘束時間を少なくするために、10 分を選択する。</p> <p>C、D に関して: 1 時間の休憩の後、運転 1 時間 20 分→1 時間 20 分→1 時間 30 分(合計 4 時間 10 分)となるため、C、D 合計で 30 分以上となるように考える。この場合 2 と 3 の選択肢が候補となるが、A、B が正しい選択肢の 3 ということになる。</p>
問 23	<p>正解 1</p> <p>一般乗用の隔日勤務で労使協定があり、車庫待ちがない場合は拘束時間は 21 時間以内。休息期間は 20 時間以上である。1 ヶ月の拘束時間は 270 時間まで可能である。また、休日労働に関しては、少なくとも 2 週を超える場合は 1 日は休みが必要である。</p> <p>1 × 2 暦日についての拘束時間に関しては、5 日から 6 日、10 日から 11 日、23 日から 24 日が 22 時間、であり、21 時間を超えるため違反している。</p> <p>2 ○ 2 暦日についての休息期間に関しては、20 時間未満のものがないため違反していない。</p> <p>3 ○ 休日に労働させる回数に関しては、2 週につき 1 回のみであり、22 日は休日であるため、改善基準に違反していない。</p> <p>4 ○ 1 ヶ月の拘束時間は 264 時間であり、270 時間を超えていないため、違反していない。</p>
問 24	<p>正解 4</p> <p>1 × 乗務前点呼・乗務後点呼は原則対面で実施しなければならない。宿泊を伴う運行で遠隔地で乗務を開始・終了する場合は電話で実施する。</p> <p>2 × 物損事故であっても点呼記録表に記録すること。</p> <p>3 × 乗務後の点呼は、当然乗務後に行わなければならない。運行管理者は、点呼を確実に伝えるように勤務しておかなければならない。</p> <p>4 ○ 点呼は、運行管理規程に明記の上、総点呼数の 2/3 未満までは、補助者に行わせることができる。</p>

問 25	<p>正解 1－不適 2－適 3－不適 4－適</p> <p>1 不適 $36\text{km}=36,000\text{m}$ $36,000\text{m}\div(60\text{秒}\times 60\text{分})=10\text{m/秒}$ $10\text{m} + 8\text{m} = 18\text{m}$ 空走距離 制動距離 停止距離</p> <p>2 適 覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の絶対禁止を指導する。</p> <p>3 不適 運行管理者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示、その他輸送の安全をするために必要な措置を講じなければならない。運転に関わることは、運行管理者が判断する。</p> <p>4 適 ドライブレコーダー映像を活用しての危険予知訓練も効果的である。</p>
問 26	<p>正解 1－不適 2－適 3－適 4－不適</p> <p>1 不適 乗務員台帳には、健康状態や、特別指導の実施、適性診断の受診の状況を含む記載事項が定められており、履歴書では代用できない。</p> <p>2 適 運輸規則第 26 条 乗合(起点と終点が 100km を超える場合)、貸切、一部の地域委の乗用は運行記録計による「瞬間速度」「運行距離」「運行時間」を 1 年間保存</p> <p>3 適 指導監督指針告示 1676 号 により運転記録証明書等を取り寄せる。</p> <p>4 不適 変更が生じたときはその場で変更を運転者に記入させ、帰庫後回収し原本とともに保存する。</p>
問 27	<p>正解 1－適 2－不適 3－不適 4－適</p> <p>1 適 労働安全衛生規則第 51 条 健康診断個人票は 5 年間の保存</p> <p>2 不適 運行の判断は、運転者自らが行うのではなく、運行管理者が判断する。運転者は体調の不良で運行の継続が難しい場合は必ず運行管理者に伝え、運行管理者は、交替運転手を手配するなど、安全に運行できる体制をつくる。</p> <p>3 不適 健康診断は、1 年以内ごとに 1 回定期的に受ける、深夜業に従事する者に対しては、6 ヶ月以内毎に 1 回受けることが義務付けられている。</p> <p>4 適 生活習慣病等について指導教育し、日常生活の改善を図る。</p>
問 28	<p>正解 1－適 2－適 3－適 4－不適</p> <p>1 適 内輪差による接触や巻き込み事故に注意する。</p> <p>2 適 同じ距離であっても、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じられる</p> <p>3 適 大型車は車高が高いため、直前にも死角があることに十分注意する。</p> <p>4 不適 × 二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする。 → ○ 二輪車は速度が実際より遅く感じたり、距離が遠くに見えたりする。</p>
問 29	<p>正解 1－適 2－不適 3－適 4－適</p> <p>1 適 適性診断により運転者の個性を把握し安全運転の動機づけと安全意識向上させる。</p> <p>2 不適 H27 年度の乗合バスの類型別発生状況で最も多いのは「車内事故」であり、運転者に対しては発車・降車の安全確認、滑らかな発進・停止の励行、乗車中の旅客の安全確保を指導する。</p> <p>3 適 高齢ドライバーによる事故は年々増加している。</p> <p>4 適 総重量 12 t 超のバス、22 t 以上のトラック及び 13 t 以上のトラクタ ⇒ 2014 年 11 月以後の新車、2017 年 9 月以後の車両を装置義務化</p>
問 30	<p>正解 アー2 イー2 ウー1</p> <p>ア C 観光地を 13 時 20 分に出発して、D 観光地に 14 時 20 分に到着したことから 1 時間かけて平均時速 30km で走行している 距離＝速度×時間なので $30\text{km/h}\times 1\text{時間}=30\text{km}$ となる。</p> <p>イ D 観光地から B 駅まで 90km の距離を時速 30km ということは、 時間＝距離÷速度であることから $90\text{km}\div 30\text{km/h}=3\text{時間}$ かかる。 B 駅から A 営業所まで 5km の距離を時速 30km なので、 同様に $5\text{km}\div 30\text{km/h}=\frac{5}{30}=\frac{10}{60}=10\text{分}$ 16 時 20 分に D 観光地を出発してから 3 時間 (D 観光地から B 駅まで) + 10 分 (降車時間) + 10 分 (B 駅から A 営業所まで) = 19 時 40 分</p>

ウ 乗車・降車も運転の中断と考える。4時間につき1回につき10分以上合計30分以上の運転の中断が必要である。また、高速道路ではおおむね2時間までに15分休憩が必要である。

A営業所からB駅まで $5\text{km} \div 30\text{km/h} = 10$ 分の運転 → B地点で10分の運転中断
→ B駅からC観光地まで $160\text{km} \div 40\text{km/h} = 4$ 時間の運転
の部分が4時間10分の運転に対し10分しか運転の中断がとれていないため、連続運転時間が改善基準に違反している。

行政法規研究会